

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部改正

## 規 則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十六号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てるもの

(一) 部長 (二) 課長 (三) 次長 (四) 局長

(五) 所長 (六) 場長 (七) 院長 (八) 館長

(九) 寮長 (十) 主査 (十一) 課長補佐 (十

二) 係長 (十三) 主任 (十四) 室長 (十五)

局長補佐 (十六) 行政連絡員 (十七) 商務員

第二条第三号中「(三十三) 特別研究員」の次に「(

三十四) 研究員」を加える。

第三条第一項中「(二十一) 水夫」の次に「(二十二)

研究員補」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。